

「いわて幸福白書 2026」作成業務

企画コンペ実施要領

令和 7 年 7 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「『いわて幸福白書 2026』作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「いわて幸福白書 2026」作成業務 一式

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料 2 「業務仕様書」のとおり

(4) 予算上限額

5,096 千円以内（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者など、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6) までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停

止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(8) (単独で企画提案する者の場合) 他の共同提案の構成員となっていないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県政策企画部政策企画課 (岩手県庁 3 階)

所在地: 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話: 019-629-5509 FAX: 019-629-6229

電子メールアドレス: AA0010@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

- | | |
|------|----------------|
| 資料 1 | 企画コンペ実施要領 (本書) |
| 資料 2 | 業務仕様書 |
| 資料 3 | 企画提案審査要領 |

(3) 実施要領等に関する質問の受付、回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 12 時 (正午) まで
- イ 受付場所 岩手県政策企画部政策企画課 (連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)
- ウ 提出方法 **【様式 1】「実施要領等に関する質問票」** へ簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 最終回答の期日は、令和 7 年 7 月 30 日 (水) とする。

(4) 参加資格の確認

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加資格確認申請書類を持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 【様式 2】 参加資格確認申請書・ 【様式 3】 会社概要及び過去 3 年間の主な同種事業受託実績・ 直近の財務諸表 |
|--|

イ 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日 (金) 午後 5 時【必着】

ウ 提出先

岩手県政策企画部政策企画課 (連絡先は上記「(1) 担当課」を参照)

エ 提出方法

- (ア) 持参又は郵送により提出すること。
- (イ) 持参の場合は、提出期限までの午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
- (ウ) 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 提出期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者は、企画コンペに参加できないもの

とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記 5 に定める企画提案選考委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

4 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案の作成

コンペ参加者は、資料 2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書は原則として A 4 判サイズで作成すること（様式任意）。

- ア 業務の実施方針・実施方法
- イ 業務の実施スケジュール
- ウ 類似業務の実績
- エ 会社概要
- オ 業務の管理体制

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

イ 積算内訳書は企画提案書とは別に作成して提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出部数

- (ア) 企画提案書 正本 1 部 副本 4 部
- (イ) 積算内訳書 正本 1 部 副本 4 部

イ 提出期限

令和 7 年 8 月 6 日(水) 午後 5 時【必着】

ウ 提出先

岩手県政策企画部政策企画課（連絡先は上記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」(1) を参照）

エ 提出方法

- (ア) 持参又は郵送により提出すること。
- (イ) 持参の場合は、提出期限までの午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
- (ウ) 郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて令和 7 年 8 月 6 日(水) 指定で送付すること。

オ その他

- (ア) 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1 者につき 1 提案とすること。
- (イ) 企画提案に当たり、写真、記事又はイラスト等を使用する場合は、その所有者又は保有者等から承諾を得ること。
- (ウ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き替え、引き換え又は撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料 3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の予算上限額を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 企画提案審査委員会の開催

- ア 開催日時 令和 7 年 8 月下旬（予定）
- イ 審査方法 参加者から提出された企画提案書等に基づき、書面審査を行う。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

ただし、受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするのではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

- イ 審査結果は、受託候補者を決定した後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 企画コンペ参加の辞退

上記「4 企画提案書等に関する事項」(3)により企画提案書等の提出を行った者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、「【様式 4】企画コンペ参加辞退届」を、企画提案審査委員会の実施日の前日（土日祝の場合は直近の金曜日）の午後 5 時までに岩手県政策企画部政策企画課（住所等は上記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」(1)を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置づけ

企画提案書等に記載された事項に沿って、「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」(3)アに定める契約内容に関する協議・調整を行い、仕様を確定し、契約を締結するものとする。

7 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書（様式 2）及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

スケジュール

令和 7 年 7 月 25 日 (金) 12 時 (正午)	実施要領等に関する質問の受付期限
7 月 30 日 (水)	実施要領等に関する質問の回答期限
8 月 1 日 (金) 午後 5 時	参加資格確認申請書類の提出期限
8 月 6 日 (水) 午後 5 時	企画提案書等の提出期限
8 月下旬 (予定)	企画提案審査委員会における書面審査
9 月下旬 (予定)	契約締結